

「おがっきー」市マスコットキャラクター



市職員の人事・給与

市職員の給与って
こうなってるんだね



おがっきいの妹
「おあむちゃん」

職員の給与や勤務条件などの人事行政の運営状況を、次のとおりお知らせします。詳しい内容は、市ホームページでご覧いただけます。お問合せは、人事課（☎47-8196）へ。

1 任免および職員数に関する状況

①職員数 (各年4.1現在)

部門	職員数 (人)		対前年増減数	主な増減理由
	H28年	H29年		
一般行政	451	444	△7	業務の効率化
福祉関係	382	383	1	保健センター業務の増
教育関係	226	229	3	学芸員の配置、育児休業者の補充
公営企業など	1,480	1,521	41	病院医療業務の充実
合計	2,539	2,577	38	—

②定員適正化計画の進捗状況 (病院部門除く) (各年4.1現在)

区分	年度	H27年 (基準値)	H29年	H32年 (目標値)
職員数 (人)		1,179	1,164	1,185
対27年増減数 (人)		—	△15	6
対27年増減率 (%)		—	△1.3	0.5

③職員の採用・退職状況 (採用: H28.4.2~H29.4.1、退職: H28.4.1~H29.3.31)

区分	一般行政職	保育士・幼稚園教諭	技能労務職	医師・歯科医師職	薬剤師・医療技術職	看護・保健職	合計 (人)
採用	31	18	9	33	16	92	199
退職	32	21	16	34	13	45	161

2 給与の状況

①人件費の状況 (普通会計決算見込)

区分	住民基本台帳人口 (H29.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 27年度人件費率
28年度	162,046人	61,028,056千円	2,127,131千円	8,773,133千円	14.4%	15.5%

②職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	1,167人	4,137,060千円	877,210千円	1,594,500千円	6,608,770千円	5,663千円

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
2 給与費は、当初予算に計上された額です。

③職員の平均給料月額および平均年齢 (H29.4.1現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	328,800円	432,800円	41.3歳
技能労務職	285,100円	340,500円	47.5歳

(注) 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

④職員の初任給 (H29.4.1現在)

区分		初任給	区分		初任給
一般行政職	大学卒	184,800円	技能労務職	高校卒	143,500円
	高校卒	150,500円		中学卒	139,400円

⑤一般行政職の級別職員数と構成比 (H29.4.1現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	主幹	主幹	課長参事	部長	
職員数	17人	174人	41人	154人	107人	104人	73人	15人	685人
構成比	2.5%	25.4%	6.0%	22.5%	15.6%	15.2%	10.6%	2.2%	100%

⑥職員手当の状況 (H29.4.1現在)

支給率	期末・勤勉手当			退職手当		
	6月期 12月期	期末手当 1.225月分 1.375月分	勤勉手当 0.850月分 0.850月分	勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額	自己都合 20.445月分 29.145月分 41.325月分 49.59月分	定年・勤奨 25.55625月分 34.5825月分 49.59月分 49.59月分
合計		2.60月分	1.70月分			
備考	職制上の段階・職務の級等による加算措置 <役職加算> 5~20%			その他の加算措置 <定年前早期退職特例加算> 2~20%		

特殊勤務手当	支給実績 (H28年度普通会計決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額	職員全体に占める手当支給職員の割合
		43,327千円	326千円
			13.0%

時間外勤務手当	支給実績 (H28年度普通会計決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額
		466,568千円
		497千円

区分	内容
扶養手当	配偶者 10,000円
	子 1人につき 8,000円
	父母など 1人につき 6,500円
	配偶者のいない場合の子1人まで 10,000円 配偶者のいない場合の父母など1人まで 9,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき 5,000円
住居手当	借家・借間居住者 家賃月額に27,000円を限度に支給 ※家賃月額12,000円を超える場合に限る
	交通機関等利用者 運賃額に55,000円を限度に支給
通勤手当	自動車等利用者 距離に応じ2,900円~34,900円を支給 ※片道2km以上の使用者に限る

⑦特別職の報酬 (H29.4.1現在)

区分	給料・報酬月額等	期末手当	
市長	1,055,000 (896,750) 円	6月期	2.075月分
副市長	870,000 (809,100) 円	12月期	2.225月分
教育長	689,000 (654,550) 円	合計	4.30月分
議長 副議長 議員	630,000円	6月期	2.075月分
	579,000円	12月期	2.225月分
	553,000円	合計	4.30月分

(注) 1 平成15年4月1日から平成30年3月31日まで、市長は15%、副市長は7%を減額し、()内の金額となっています。また、教育長は、当分の間5%を減額し、()内の金額となっています。
2 期末手当の額は、給料・報酬月額およびその額に20%を乗じて得た額の合計額に、当該支給月数を乗じて得た額とします。

下水道は正しく使いましょう

下水道は衛生的で快適な生活を送るための公共施設です。そのため、下水道には何を流してもいいというわけではありません。

紙おむつ・ティッシュ・生理用品などや、台所から出る残飯・天ぷら油などは流さないでください。そのほか、『トイレに流せる』ティッシュやクリーナーなどであって

も、多量に流すと、排水管の詰まりの原因になりますので、お控えください。

また、点検用のマンホールにごみなどを捨てると、法律により罰せられます。

一人ひとりがルールを守り、大切な公共財産である下水道を正しく使いましょう。

問合せ 下水道課 (☎47-8713) へ

